

あなたの会社は、大丈夫ですか??

定年後再雇用の賃金差別は違法!!

～5.13東京地裁判決緊急学習・懇談会

定年後に再雇用されたトラック運転手の男性3人が、定年前と同じ業務なのに賃金を下げられたのは違法として、定年前と同じ賃金を支払うように求めた裁判で、今年5月13日、東京地方裁判所は、賃金の切り下げは、労働契約法20条に違反するとし、原告ら3名の訴えを認め、差額賃金の支払いを命ずる判決を下しました。高齢者雇用安定法に基づき、多くの企業が60歳定年後も、社員を嘱託等の形で再雇用し、社員の生活を支える努力をしています。今回の判決は、労働者から見れば画期的判決と言えますが、中小企業経営者からしますと、自社の再雇用制度の再検討を迫られる判決です。定年後再雇用の際、賃金を下げると全て違法になるのか、職務内容がどの程度違えばよいのか、経営状態が悪くても対応する必要があるのか等、この判決の射程と今後の上級審での見通し等を踏まえて、中小企業が直面している法的問題点と今後取るべき対応策は何かについて、学習会及び懇談会を行います。



日時:2016年6月28日(火)

午後6時30分～8時

場所:パートナーズ法律事務所会議室

(東京都豊島区南大塚3-36-7 T&Tビル4階)

報告者:原和良、片岡勇弁護士

定員:20名程度

参加対象:会社経営者、法務・労務担当者・関係士業の方

参加費:顧問先企業様(無料)・その他(1000円)

***終了後、事務所内で懇親会を行います(会費2000円程度)。**

お問合せ 03-5911-3216

主催:弁護士法人パートナーズ法律事務所

申込書

会社名:

**参加人数:学習会
懇親会**

**名
名**

お名前:

**ご連絡先:
(電話番号又はメールアドレス)**

※ご参加希望の方は、上記ご記入の上、03-5911-3217までFAXをお願い致します。